第九条の規定により算定される当該一般法定機能と類似の機能（以下「類似機能」という。）に係る第一種指定設備管理運営費＝対象設備等の取得固定資産価額／類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額×類似機能に係る第一種指定設備管理運営費（減価償却費相当額を除く。）＋（対象設備等の取得固定資産価額－対象設備等の残存価額）／法定耐用年数

［2・3　略］

（他人資本費用）

第十一条　一般法定機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2　一般法定機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該一般法定機能に係るレートベース＝（対象設備等の正味固定資産価額×（1＋繰延資産比率＋投資等比率＋貯蔵品比率）＋運転資本）×原価及び利潤の算定期間

3　前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として、算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合における一般法定機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4　第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同表様式第一に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5　第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項機能に係る同式の適用については、同式中「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」とする。

運転資本＝運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（対象設備等の第一種指定設備管理に係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）

［6～9　略］

（自己資本費用）

第十二条　一般法定機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該一般法定機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

［2～5　略］

第九条の規定により算定される当該機能と類似の機能（以下「類似機能」という。）に係る第一種指定設備管理運営費＝対象設備等の取得固定資産価額／類似機能に係る第一種指定設備管理運営費の算定の対象となる設備の取得固定資産価額×類似機能に係る第一種指定設備管理運営費（減価償却費相当額を除く。）＋（対象設備等の取得固定資産価額－対象設備等の残存価額）／法定耐用年数

［2・3　同上］

（他人資本費用）

第十一条　第四条に規定する機能に係る他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝当該機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

2　第四条に規定する機能に係るレートベースの額は、次に掲げる式により計算する。

当該機能に係るレートベース＝（対象設備等の正味固定資産価額×（1＋繰延資産比率＋投資等比率＋貯蔵品比率）＋運転資本）×原価及び利潤の算定期間

3　前項の対象設備等の正味固定資産価額は、法第三十三条第五項の機能に係るものにあっては別表第三様式第二の固定資産帰属明細表の正味固定資産価額を基礎として、その他の機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。ただし、第八条第二項ただし書に規定する機能の対象設備等の正味固定資産価額は、同表様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額及び通信量等の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定された額とする。

4　第二項の繰延資産比率、投資等比率及び貯蔵品比率は、それぞれ、接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一種指定設備管理部門の電気通信事業固定資産の額に対する繰延資産及び投資その他の資産（第一種指定電気通信設備の管理運営に不可欠であり、かつ、収益の見込まれないものに限る。）の額の占める比率並びに電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産の額から同様式に記載された投資その他の資産の額を除いた額に対する貯蔵品の額の占める比率の実績値を基礎として算定する。

5　第二項の運転資本の額は、次に掲げる式により計算する。ただし、法第三十三条第五項の機能に係るものにあっては、「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）」とあるのは「対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）」と読み替えるものとする。

運転資本＝運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）×（第四条に規定する機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数／三百六十五日）

［6～9　同上］

（自己資本費用）

第十二条　第四条に規定する機能に係る自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

自己資本費用＝当該機能に係るレートベース×自己資本比率×自己資本利益率

［2～5　同上］